

資料

諮詢事項（計画変更案件 1）

苫小牧港港湾計画の軽易な変更（案）

東港区外港地区において、民間施設(桟橋)の改良に対応するため、危険物取扱施設計画及び水域施設計画を変更する。

説明資料

1 変更箇所及び変更理由、変更概要

(1) 変更箇所

変更箇所は苫小牧港東港区外港地区の北海道石油共同備蓄桟橋である。
なお、図-1にその位置を示す。

図-1 位置図



(2) 変更理由及び変更概要

- ①苫小牧港東港区に位置する北海道石油共同備蓄は、国内でも最大の原油備蓄量を有し、重要性が極めて高い基地でありながら、既設桟橋の能力が 10 万 D/W 級タンカーまでの対応となっている。
- ②現在、国内の原油タンカーの主流は 30 万 D/W 級となっており、10 万 D/W 級タンカーは隻数が少なく緊急時の迅速な傭船が困難なことから、原油出荷要請に十分に対応できていない課題を有している。
- ③これらの理由により、経済産業省資源エネルギー庁より日本国内の緊急時ににおける原油の出荷体制をより確実なものにするため、重点的に整備(改良)すべき箇所として、当該基地、秋田基地、志布志基地の 3 基地が選定された。これを受けて、30 万 D/W 級タンカーに対応した桟橋の改良と操船回頭エリアにかかる浚渫を行うため、危険物取扱施設計画及び水域施設計画を変更する。

なお、既定計画及び今回計画における計画図を図-2 に、施設規模計画については、表-1 に示す。

図-2 既定計画図及び今回計画図

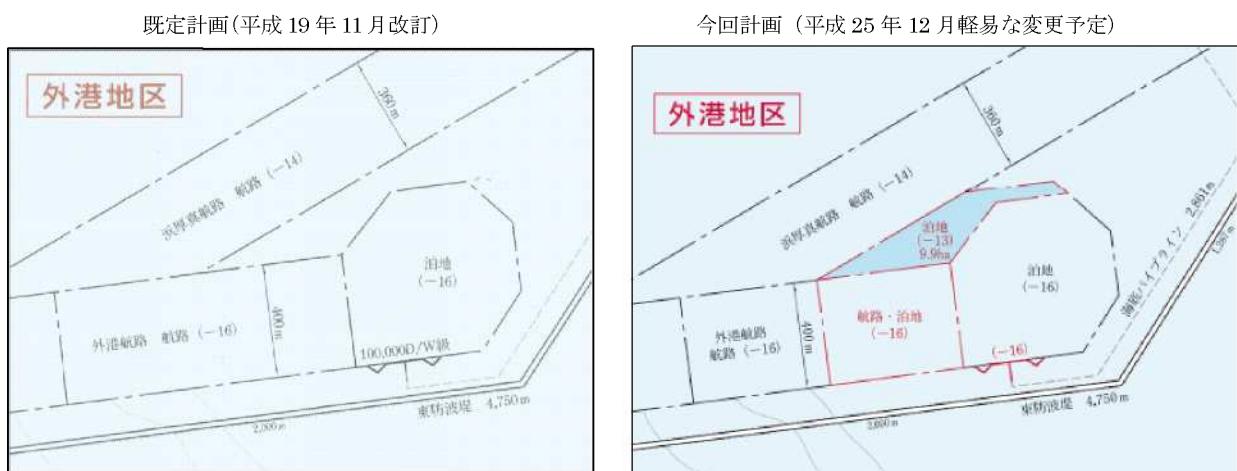


表-1 施設規模計画

地 区 名	施 設 名	施 設 規 模
外港地区	北海道石油共同備蓄桟橋	(-16m) 30 万 D/W 級 [既設の変更計画]
	泊 地	※ (-13m) 9.9ha [新規計画]
	航 路・泊 地	(-16m) 20.4ha [既設の変更計画]

※タンカーの原油積載量を半載による計画としたため、操船回頭エリアにかかる泊地の計画水深は -13m とした。(-11.7m(半載喫水) × 1.1(余裕水深) ÷ -13m)

諮詢事項（計画変更案件2）

苫小牧港港湾計画の軽易な変更（案）

西港区のふ頭間において、港湾関連車両の円滑な導線を確保するため、
臨港交通施設計画を変更する。

説明資料

1 変更箇所及び変更理由、変更概要

(1) 変更箇所

変更箇所は苫小牧港西港区本港地区及び真古舞地区のふ頭間道路である。
なお、図-1にその位置を示す。

図-1 位置図



(2) 変更理由及び変更概要

- ①西港区におけるふ頭間道路(臨港道路西部中央1号線～臨港道路西部中央3号線)は、一般交通量の多い都市幹線道路を利用する港湾関連車両を、臨港地区内のふ頭間道路を利用させることにより、港湾貨物輸送の効率化と都市幹線道路の渋滞の解消を目的とし整備を進めている。
- ②この中で、臨港道路西部中央1号線においては、現在の地権者の土地利用状況から現計画法線では承諾が得られない結果となった。
- ③このため、臨港道路西部中央1号線の計画法線の一部を変更するため、臨港交通施設計画の変更を行うものである。

なお、既定計画及び今回計画における計画図を図-2に、施設規模計画については、表-1に示す。

図-2 既定計画図及び今回計画図



表-1 施設規模計画

地 区 名	施 設 名	施 設 規 模
本港地区 真古舞地区	臨港道路西部中央1号線	2車線 [既定計画の変更計画]

諮詢事項（計画変更案件3）

苫小牧港港湾計画の軽易な変更（案）

西港区の中央北水面貯木場において、今後の港湾施設改良に伴い発生する建設残土の処分先を確保するため、木材取扱施設設計画を変更し廃棄物処理計画を位置づける。

説明資料

1 変更箇所及び変更理由、変更概要

(1) 変更箇所

変更箇所は苫小牧港西港区真古舞地区中央北水面貯木場である。

なお、図-1にその位置を示す。

図-1 位置図



(2) 変更理由及び変更概要

- ①西港区中央北水面貯木場は、昭和 49 年に供用開始し、原木の水面保管場所として利用されてきたが、建築需要の落込みや製材化が進んだことなどにより、原木の貨物量は大幅に減少し、平成 4 年を最後に当該施設の利用が無くなり、以後未利用の状況となっている。
- ②さらに、外郭を司る護岸や物揚場の老朽化も著しく、抜本的な対策が必要となっている。
- ③一方、本港における西港区の港湾施設は、高度経済成長期に整備された施設の老朽化が進んでおり、荷役効率の低下などを招かないようにするためにも、今後、計画的な既存施設の改良等が求められている。
- これらの施設改良に伴い、今後 10 年間で約 30 万 m³ の建設残土が発生してくる見込みであるが、本港の臨港地区内には処分先が無く、また、地元苦小牧市にも土砂の受入れについて打診してきたが、全く受入れ場所が無いとの回答であった。
- ④これらのことから、港湾管理者自らの土砂処分先として、現在、未利用となっている西港区中央北水面貯木場を海面処分用地として計画変更し、埋立による土砂処分を行うものである。

なお、既定計画及び今回計画における計画図を図-2 に、施設規模計画については、表-1 に示す。

図-2 既定計画図及び今回計画図

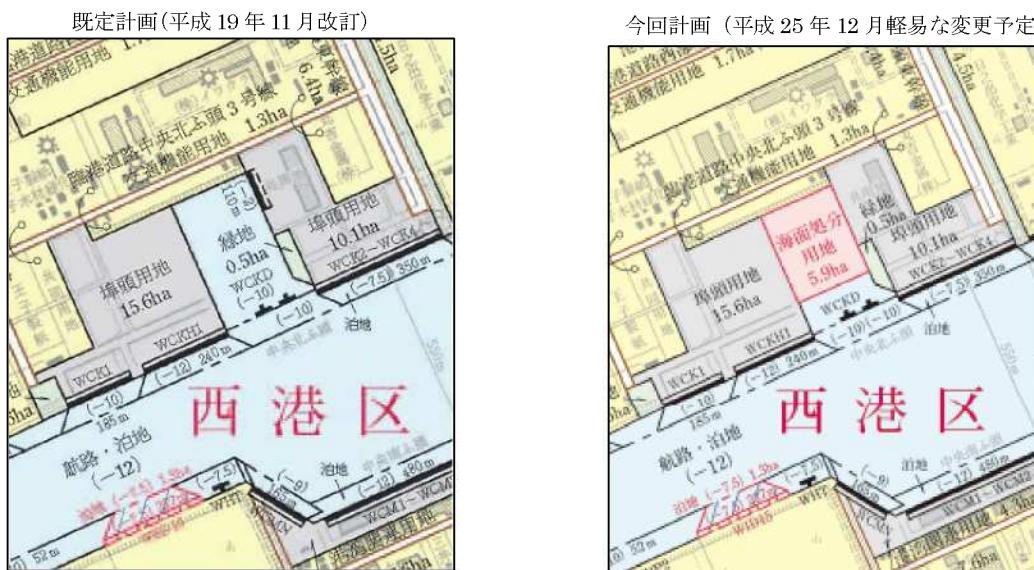


表-1 施設規模計画

地区名	施設名	施設規模
真古舞地区	海面処分用地	5.9ha [新規計画]